

ISO における「温室効果ガス排出量算定と検証に関する規格¹」の検討について²

環境・技術ユニット 環境・省エネグループ
グループマネージャー 工藤拓毅

はじめに

近年、地球温暖化問題に対する取り組みとして、EU では排出量取引制度の導入やオランダにおける CDM / JI 事業の入札制度などが、米国では事業者による自主的な取り組みを促す意味で、各事業者の温室効果ガス排出量実績の登録制度などが実施されつつある。こうした枠組みでは、各事業者、もしくはその設備、プロジェクトを通して排出される温室効果ガスをいかに測定するかの方法を決める必要があり、その具体的な方法に関する指針（ガイドライン）が取り組み毎に作成されている。一方で、京都メカニズムに代表されるような国際的な取引制度を実行するにあたっては、その信頼性を高める必要性から、世界共通の測定方法に関する基準があると便利である。特に、米国の様な京都議定書の枠組みに参加していない国が存在する中で、共通の方法によって測定された排出量（排出削減量）は相互比較が可能であり、異なった制度下でも排出枠や排出削減量の取引の検討を行うことができるかもしれない。

こうした国際的な状況下で、国際的な環境に関する認証規格である ISO14000 シリーズにおいて、温室効果ガス排出量の算定・検証に関する指針の規格化作業が行われている。最終的な指針内容がどうなるのか、そして当該指針が誰によってどの様に利用されていくかの判断を現時点で下すことは難しいが、国際的に認められた規格の 1 パーツとして策定されている事実に関しては、将来的な事業者や経済社会に対する影響を考える上でも留意しておく必要がある。そこでここでは、当該指針策定の背景や動向について概説しつつ、今後の活用などに関する展望を行うこととする。

1. 地球温暖化対策とグローバル化との融合

国際的な地球温暖化対策は京都議定書の採択を受けて活発化し、いくつかの国・地域等

¹ 当該指針は、ISO14064 というコード設定が予定されている。

² 本報告は、ナットソース・ジャパン社発行の「Natsource Japan Letter、2004 年 5 月号」に掲載したものに加筆したものである。本報告の掲載にご理解を頂いたナットソース・ジャパン社に対して感謝の意を表するものである。

においては京都メカニズムやそれに類する取り組みが検討・実施されている。こうした取り組みのうち、特に事業者を主体とする様な制度の構築に欠かせないのが、各主体・プロジェクトにおける温室効果ガス排出量の計測である。例えば、現在 EU 等で検討されている排出量取引制度や、米国で実施されている温室効果ガス排出実績の登録といった取り組みでは、 どのような事業者が どの施設から排出された温室効果ガスを どの様に計測するかといったといった指針の作成が不可欠になる。すなわち、温室効果ガスの排出量測定が、各種政策や自主的取り組みの基礎となるわけである。これは、国内における排出量取引制度や京都メカニズムの活用方法が未設定の日本にとっては、将来的な枠組みの検討に際して避けて通れないプロセスとなる。

一方で、物やサービスの取引がグローバル化し、企業活動は国際的に共通の物差しで測られ評価されるような状況が顕在化している。例を挙げれば、各種金融に関する規制や企業会計の国際化の動向などはその典型であり、国際的に活動する企業群は、そうした動向に適切に対応しなければならない。こうした企業群の取り組みは、そのまま各国の国内制度に影響を与えることになり、その結果として各国の制度の標準化が図られていくこととなる。環境分野においては、既に ISO14000 シリーズで企業の環境行動に関する標準化が進みつつある。各事業者の環境に対する取り組みを同一にすることで、企業の社会的評価が行われる段階に入っているのである。

気候変動枠組み条約は、180 を超える国や地域によって認められた国際条約である。京都議定書こそ米国や豪州など一部先進国の参加が当面見込まれない状況にあるものの、各国政府や事業者は条約の中で唱われた課題に対処すべく、既に様々な形で取り組みが行われている。以降で述べるような ISO が温室効果ガス排出量算定と認証の規格化の動きは、こうした各主体の温暖化対策への取り組みと経済のグローバル化とを結びつける、一つの働きかけといえることができる。

2 . ISO14064 (温室効果ガス排出量算定と検証に関する規格) の検討動向³

ISO (国際標準化機構) は物資やサービスの国際的な交流の活発化と科学技術の国際協力促進を目的として活動している非政府組織である。2002 年 3 月、その下部組織でこれまで ISO14000 シリーズなど数多くの環境規格を扱ってきた専門委員会(TC207)の場において、カナダとマレーシアが「事業者及びプロジェクトでの温室効果ガス排出の測定、報告、検証の指針」の作成を提案した。そして同年の TC207 総会においてこの提案が賛成多数で承

³ 匂坂正幸、工藤拓毅、森保文、「特集 環境管理国際標準化の動向(その10) /パリ総会報告を中心として、気候変動」、環境管理、Vol. 39, No. 9, pp 31-37, 2003 に、パリ会議(第4回会合、2003年6、7月)までの経緯と各パートの概要が説明されている。

認められ、TC207のもとにWG5を設置し作業が開始された。WG5には3つの検討のためのグループ(パート1:企業・事業者等の排出量測定、パート2:プロジェクトによる排出量の測定、パート3:Verification(検証))が設置され、2003年11月のベルリン会議から本年3月の第5回会合(ロンドン)に至るまで検討が行われてきている。現時点はCD(コミッション・ドラフト)の段階であり、2005年中の規格化を目指した検討が今後も進められていく予定である⁴。

3. 規格検討の背景

当該規格の目的は、そのタイトルに示されるように、事業者が事業活動や様々なプロジェクトを実施した際の温室効果ガス排出量をいかに測定、報告するか、そして第三者も含めた検証によって結果の信頼性を確保するための一連のプロセスに関する指針を作成しようというものである。この規格の導入検討については、以下のような背景があると考えられる⁵。

第一に、2002年のCOP7において採択されたマラケシュ合意の補完物の作成という目的である。マラケシュ合意ではCDM事業の手続きが規定されたが、実際のプロジェクトを行う上で更なる指針の存在が有効であると判断されたということである。第二の背景としては、京都議定書・マラケシュ合意では各事業者の具体的な測定方法が規定されておらず、各国の政策や事業者の自主的行動が実施される際の指針が必要であるという判断である。第三には、当時英国の排出量取引制度やオランダのERUPT/CERUPT等で独自のガイドラインが存在したが、議定書不参加の米国も含め、新たな制度導入に伴う効率性や国際取引を行う際の排出(削減)クレジットの同一性を実現するためにISO規格に市場性があると評価されたことである。これらの背景に対応した規格内容に関する各国の利害は必ずしも一致したものではないが、少なくとも「同一指針」の存在が、地球温暖化対策関連制度や事業者の活動評価に有効であるという認識では共通している。

4. 検討に際しての論点

これまで、各パートにおいて様々な議論が行われてきているが、その道筋は必ずしも平

⁴ 一般にISO規格の検討はWD(Working Draft)、CD(Committee Draft)、DIS(Draft International Standard)という段階のドラフト作成と、会議での討論、各国関連機関(委員会)への内容チェックという手続きが繰り返され規格化される。

⁵ 戒能一成、「気候変動を巡る新たな潮流と世界共通基準策定への取組み」、RIETIコラム65、独立行政法人経済産業研究所HP(http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0065.html)、2002年11月

坦なものではない。ここではその詳細には触れないが、最大のポイントは当規格内容の性格をどうするかという点である。

今回の検討は、日欧等の京都議定書批准国と米国や豪州という未批准国との参加の下で行われている。そのため、前述した目的意識の具体化に際しては、当然のことながら意見の対立が存在する。日欧は、特にプロジェクトに関する評価では、マラケシュ合意の内容を十分に反映したものでなければ指針として扱うことが難しくなる。一方、京都議定書からの離脱を表明している米国としては、議定書の枠組みに拘らない中立的な指針、すなわち「regime-neutral」な規格としてその適用範囲を広げることを主張してきた。当初の議論では、日欧と米国のいずれかのサイドに属する専門家がドラフトを作成し、他方が批判する構図で推移するというように出口が見えない状況となっていた。しかし現時点では、米国が主張した「regime-neutral」という基本的な考え方と、IPCC やマラケシュ合意、そして WBCSD/WRI 作成の GHG Protocol の内容に整合性を持たせる形で構成する方針に落ち着き議論が行われている。その結果、ドラフト段階における内容はより概念的な表現が多くなり、当指針の性格は「regime-neutral」な「minimum requirement」という姿になりつつある。このことは、規格が成立した際に、読み手サイドが内容を理解し実行するための具体性が少なくなる可能性を持つことになる。

5. 今後の展望（おわりに）

ここでは、現状のまま規格化が 2005 年に行われるという前提のもとで、この規格の位置づけが将来どうなっていくのか私見を述べてみたい。EU は 2005 年より排出量取引制度の導入を目指しており、既に対象設備に関する測定と報告に関するガイドラインが公表されている⁶。そのため、当該取引制度における ISO 規格の活用は考え難い。一方で、その他の国内制度が未整備の国（日本や米国、等）では、今後の温暖化関連制度の検討に際しては参考にされる可能性がある。日本の場合、環境省が実施している排出量取引の試行事業において、主に英国の排出量取引制度におけるガイドラインを参考にした環境省試案ガイドライン⁷が活用されているが、今後の国内制度の検討に際しては、それぞれの指針を持つ「一

⁶ EC/EEA, “establishing guidelines for the monitoring and reporting of greenhouse gas emissions pursuant to Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council”, COMMISSION DECISION of 29/01/2004

⁷ Guidance for Application of ISO/IEC Guide 65 (EN45011) and EA-6/01, for verification of greenhouse gas emissions within the UK Emissions Trading Scheme Edition 1, August 2003。当概ガイドラインではこの他に、ISO TC207/WG5 (ISO 14064-1, 2, 3 CD1)、監査小六法（日本公認会計士協会編、平成 15 年版）環境報告書保証業務指針（試案）（日本公認会計士協会、平成 13 年 7 月）、環境報告書審査基準（案）（環境報告書審査基準委員会、平成 15 年 12 月）UNFCCC Decision 17/CP.7 および関連 Decisions、GHG プロトコル（WBCSD/WRI、Version 1）、Validation/Verification Manual (VVM) 2.0 (IETA/PCF) が参照されている（<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/santeiho/guide2/hon.pdf>）。

般性」と「利便性」を比較評価しながらその選択が行われていくと思われる。また、地方政府などによる独自の温暖化制度検討に活用可能な「ツール」として、状況によっては利用される可能性も否定できないであろう。

当該指針の特徴は、測定方法に加え「Verification」に関する解説を有していることである。現在、CDM 関連事業の実施に際して Verification に関する共通の実施指針がなく、各 Verifier は他のスキームで活用されている指針を参照しつつ Verification を今後行うことになる。そのため、米国など議定書の外枠で実施されるプロジェクトも含め、国際的に共通化された指針として Verification 関連部分が広く活用される可能性も考えられる。

ISO 指針のもう一方の特徴は、ISO14000 シリーズ等で唱われている「環境管理システム」の実施を前提とした内容構成であることである。このことから、公的な取引制度の導入がなくとも、ISO14000 シリーズの一環として当該指針が利用され、例えば環境報告書等での報告内容に対する「お墨付き」として活用されることは十分にありうる。将来的には、それぞれの国・地域における公的制度に対して対立的に活用されることはない⁸ものの、ISO 規格が持つ「国際性」が広く支持され、様々な商取引や社会に向けた情報公開時での「要件」という性格を帯びる可能性⁹もあろう。そういった点で、世界的な CSR(Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) などの議論の高まりともあわせ、事業者は当該規格の将来的な扱われ方について、その動向を注視していく必要があると思われる。

お問い合わせ : ieej-info@tky.ieej.or.jp

⁸ 現在のドラフトでは、公的制度等による異なった方法が規定された場合は、そちらが優先されるという考え方が示されている。

⁹ 例えば、当該指針が存在することで、(当該指針が ISO14001 のような第三者認証を必要とする規格ではないが) 公的機関や取引相手より第三者認証を伴う当該指針を活用した報告を課せられる可能性。